

応急手当講習受講優良証交付制度実施要綱

(目的)

第1条 応急手当の普及に取り組む事業所及び団体（以下、「事業所等」という。）に
応急手当講習受講優良証（以下、「優良証」という。）を交付し、その情報提供や啓発を
通じて応急手当普及の促進を図ることを目的とする。

(交付)

第2条 山形県救急業務高度化推進協議会長（以下、「会長」という。）は、次の各号の
いずれかに該当する事業所等に様式1により優良証を交付する。

(1) 普及活動を行っている応急手当指導員又は応急手当普及員が在籍し、かつ、応急手
当指導員数及び応急手当普及員数並びに申請の時点で過去3年以内に「普通救命講
習」、「上級救命講習」又は「日本赤十字社救急法基礎講習」を修了している従業員等
数（以下、「認定・受講者数」という。）の合計が全従業員等数の30%以上を占める
事業所等であること。

(2) 認定・受講者数の合計が全従業員等数の50%以上を占める事業所等であること。

2 自主防災組織においては、前項各号の「従業員等」を「者がいる構成世帯」に読み
替えるものとする。

3 県は、事業所等の同意を得て、県のホームページ上で優良証を交付した事業所等の
名称等を公表する。

(申請)

第3条 交付を希望するものは、様式2により申請書を作成し、会長に提出する。

2 申請に係る窓口は申請者の事業所等が所在する管轄の消防機関とし、消防機関は受
理した申請書を会長に進達する。

3 会長は申請書を審査し、申請のあった日に交付要件を満たしているものに優良証を
交付する。

4 交付申請に費用は発生しない。

(継続申請)

第4条 優良証の有効期間は優良証が発行された日から3年とする。ただし、有効期間
が終了した場合（終了しようとする場合を含む。）は、様式2により継続申請を行うこ
とができる。

2 会長は継続申請書を審査し、申請のあった日又は有効期間の終了日のうちのいずれ
か早い日に交付要件を満たしているものに優良証を交付する。

3 継続申請及び再交付に費用は発生しない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

第〇〇〇号

応急手当講習受講 優良証

所在地

名称

貴事業所(団体)は、自らが実効性のある
応急救護体制を構築するため、応急手当
講習の受講に積極的に取り組まれているこ
とを認めます

令和 年 月 日

山形県救急業務高度化推進協議会長

応急手当講習受講優良証交付申請書

令和 年 月 日

山形県救急業務高度化推進協議会長 殿

事業所（団体）名		
住 所		
代表者 職・氏名		
担当者 職・氏名		
担当者 連絡先	Tel	mail

交付区分	新規 ・ 継続
------	---------

山形県のホームページ上での公表	可 ・ 不可
-----------------	--------

認定種別	認定者（世帯）数
応 急 手 当 指 導 員	人・世帯
応 急 手 当 普 及 員	人・世帯

受講種別	受講者（世帯）数
（3年以内）上級救命講習修了者	人・世帯
（3年以内）普通救命講習Ⅰ修了者	人・世帯
（3年以内）普通救命講習Ⅱ修了者	人・世帯
（3年以内）普通救命講習Ⅲ修了者	人・世帯
（3年以内）日本赤十字社救急法基礎講習修了者	人・世帯

認定・受講者数※2 (A)	従業員等総数 (B)	認定・受講者割合 C(A/B)
人・世帯	人・世帯	%

※1 申請書のほかに、別紙「認定・受講者名簿」を添付してください

※2 認定を受けており、かつ、3年以内受講もしている者については、いずれかに計上してください（重複して計上できません）

認定・受講者名簿

No	認定・受講 種 別	氏 名	認定・受講 年月日	認定番号 (応急手当指導員 ・普及員のみ)
	(記載例) 応急手当普及員	松波 太郎	令和元年4月1日	第〇〇号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は適宜行を追加してください。